

主 文

原判決を破棄する。
被告人A1を懲役十五年に、
被告人A2を懲役八年に、
被告人A3を懲役五年に、
被告人A4を懲役十二年に、
被告人A5を懲役十二年に、
被告人A6を懲役十一年に、
被告人A7を懲役十年に、
被告人A8を懲役三年六月に、
被告人A9を懲役三年六月に
各処する。

押収の火焰瓶三本（昭和二八年押第八七六号の一〇）麻縄三本（前回押号の一九、二〇、二一）短刀一振（同押号の三〇）洋刀一振（同押号の三三）はこれを没収する。

（検察官の本件各控訴を棄却する。）

（訴訟費用の点省略。）

理 由

本件控訴の趣意は末尾に添付した検察官大久保重太郎名義の控訴趣意書、被告人等九名の弁護人為成養之助、同佐藤義彌名義の控訴趣意書及び被告人九名の夫々提出した控訴趣意書のとおりで、これに対し、当裁判所は次のとおり判断する。

検察官の論旨第一点の一について。

被告人A1、同A4に対する昭和二十七年十月二日附起訴状には所論指摘のとおり、強盗未遂の訴因を記載してある。ところが原判決はこの強盗未遂の訴因に対し「被告人A1、同A4はB1、C1隊員B2と共謀の上、右C1隊の将来の行動に資するため、米国駐留軍軍人の乗車している進行中の自動車に石塊を投げつけて、これを停止せしめ得るや否やを試さんとし、昭和二十七年七月三十日午後八時三十分頃、所沢市大字a地内b街道において、各自手拳大の石塊を携え、その通行を待機していた折柄、同所を通りかかった米国駐留軍軍人D1、及び同人の知人D2（満四十一年）の乗車していた自動車めがけて、それぞれ所携の石塊を投げつけ、以て同人等に対し数人共同して暴行した」との事実を認定し、暴力行為等処罰に関する法律第一条第一項を以て処断したものである。所論は右判示事実が被告人等に金品強取の意図の存することを認定しなかつたのは事実の誤認であり、右所為は強盗未遂罪として処断すべきものと主張する。しかし夜間高速度で進行中の自動車に手拳大の石を投げつけても、反抗を抑圧する程度の暴行とは認め得ないところであり、この暴行だけで直ちに強盗罪の実行の着手があつたものと認められないから、強盗未遂を主張する論旨は、すでにこの点において失当であるのみならず、原判決がその引用する証拠の示すところによつて原判示のとおり的事实を認定したのも理由のないわけではない。というのもC1隊が既に結成され、被告人A1、同A4がその重要メンバーであつた事実から、同被告人等に権力者に対する反抗の意思を認定するのはともかく、それだけの事実から直ちに強盗の意図があつたとは認められないからである。而して同被告人等が右犯行前火焰瓶を製作し、その実験をしていることや、前記自動車に対する投石の翌日強盗の目的で火焰瓶を進行中の自動車に投げつけ、運転者D3を負傷させたことも認め得ないわけではないが、他方本件投石の前日被告人A5等のc村助役E1方住宅に火焰瓶を投げ込んだ放火未遂事件（原判決第一の事実）があり、これに引続く本件に於ても、その現場たるb街道に行くまでは、被告人A1、同A4にしても、その外B2、B1にしてもただ地理地形の調査をする意思があつたのみでC1隊の資金獲得のための自動車投石などは考へてもみなかつたところ右現場で突然A1の提案により投石行為を敢行することとなつたことはすべての証拠の一致するところである。してみれば本件投石行為は単に権力者に対する反抗的意図の表現である点で前記c村助役方の放火未遂事件と類似し、未だ強盗の意図まではなかつたが右行為により石を投げただけでは進行中の自動車を止め得ないことが判つて、その次から石に代えて火焰瓶を投げつけ、よつて財物を強取せんとする意図に発展して行く一の動機となつていくことが窺われるのである。それ故本件投石行為後行われている火焰瓶投擲事件等がいずれも強盗の目的であつたことから遡つて右投石行為も亦強盗の犯意にでたものとするのは失当である。従つて原判決の事実認定は経験則に反するものではない。所論引用の証人B2の供述中不確定的な強盗の犯意について証言する部分は原審の認めなかつた

ところであり、その他球根栽培法（昭和二十八年押第八七六号の三五）は原判決の採用しなかつたものである。所論は結局これら原判決の採用しない証拠により原判決に事実の誤認があることを主張するに過ぎないから理由がない。

同第一点の二及び同第二点について。

原判決が挙げている鑑定人F1作成の鑑定報告書、鑑定人F2作成の鑑定書及びF3の昭和二十七年十月七日附鑑定書によつて、本件火焰瓶が、その原料、構造、装置において、又その性能、作用においても原判決認定のとおりであると認められる。而して爆発物取締罰則にいわゆる爆発物とは、理化学上のいわゆる爆発現象を惹起するような物質で、爆発作用そのものにより、公共の安全を攪乱し又は人の身体、財産を傷害損壊するに足る破壊力を有するものと解するのが相当である。（最高裁判所昭和二十八年（あ）第二八七八号事件判決参照）然るに本件にあつては、判示火焰瓶の投擲により瓶中の硫酸が流出し、瓶の外側の塩素酸加里と化学変化を起して酸化塩素を発生し、紙又は糊に触れて爆発的に分解し高熱を発生し、これがいわばマッチの作用をなしそのためガソリンが引火して燃焼するに至ること原判示のとおりであり、塩素酸加里と硫酸の化学変化による爆発をマッチの作用に比較してはいるが、火焰瓶自体をマッチの燃焼と同一視してはいるわけではないし、その威力を無視したわけでもない。ただ本件火焰瓶に装置された程度の少量の塩素酸加里を以てしては、局的小爆発を惹起すだけで、その爆発自体により公共の安全を攪乱し、人の身体、財産を傷害損壊する力のないものであることを判示しただけである。而してガソリンの燃焼作用は相当急激な燃焼とい得るが、理化学的には定常燃焼に過ぎないから、非定常燃焼たる爆発現象とは本質的に相違することも原判決説明のとおりである。してみれば本件火焰瓶は塩素酸加里の化学変化による小爆発と、これと接着し、殆ど同時にガソリンの燃焼を惹起するよう装置されたものであるが、未だ爆発物取締罰則にいわゆる爆発物に該当するものとは認められず、これと見解を同じうする原判決は正当で、所論のような事実誤認もなく法律適用の誤も存しない。それ故所論は理由がない。

弁護人の論旨第一点について。

原判決第二事実は先に引用したとおり、被告人A1、同A4等が駐留軍軍人の乗車している進行中の自動車に石塊を投げつけ、これを停車せしめ得るや否やを試してみようとした旨判示しているのであり、進行中の自動車中の人当然投石の対象となるわけで、単に右自動車のみを対象としこれに投石する意図にでた旨判示してはいるわけではない。而して現に駐留軍軍人D1及びD2兩名が乗車している自動車めがけて手拳大の石塊を投げつけ命中させた（その結果右自動車の右前方運転手席近くの窓ガラスが二ヶ所も破壊されていること記録第二二四丁の写真及び原審証人D2の供述（第一回）により明瞭になつている。）という所為が、乗車中の右兩名の身体に対する有形力の行使であり、刑法第二百八条の暴行に該当することもろんである。論旨は理由がない。

同第二点について。

数人共同して刑法第二百八条の罪を犯した場合には暴力行為等処罰に関する法律第一条第一項該当の犯罪が成立することはいうまでもない。従て後者の暴行が刑法第二百八条の暴行と異ると解すべき何等の理由もない。原判決が被告人A1、同A4に対し外二名即ちB2、B1と共同して、D1及びD2兩名乗車進行中の自動車めがけて投石した事実を認定し、これを暴力行為等処罰に関する法律第一条第一項に問擬しているのは正当で、論旨は独自の見解に過ぎないから理由がない。

同第三点について。

原判決は強盗未遂の訴因について、訴因罰条の変更を命ずることなしに原判示第二として暴力行為等処罰に関する法律違反の事実を認定している。しかし強盗未遂の訴因たる昭和二十七年十月二日附A1外三名に対する起訴状第一の（一）の事実は「被告人A1及び同A4はC1隊員であるB2及びB1ことB1と共謀の上、右C1隊の行動の一環として右C1隊の資金獲得等のため米国駐留軍の乗っている自動車に要撃し暴行又は脅迫を以て金員を強取せんことを企て、昭和二十七年七月三十日午後八時三十分頃所沢市大字a地区b街道において短刀一振及び各自手拳の二倍大の石塊を携えてその機会を窺っていた折柄同所を通り蒐つた米駐留軍少尉D1及び同人の知人D2の乗っていた自動車に対し、それぞれ所携の石塊を投げつけたが、同人等にそのまま逃走せられたため所期の目的を遂げず」というのであり、原判決認定の暴力行為等処罰に関する法律違反事実は冒頭検察官の論旨第一点の説明に引用したとおりでこの兩者を比較するに後者の事実（原判示第二事実）はすべて訴因たる強盗未遂の訴因中に包含され、ただ則物強取の犯意がたかつたのみでいわ

ば強盗未遂の訴因を縮小された態様、限度において認定したに過ぎないというべく、しかもこのように縮小された態様、限度において事実を認定しても被告人A1、同A4の防禦権の行使に実質的、利益を蒙らしめるものでないこと明らかである。このような場合、強盗未遂の訴因対し訴因罰条の変更手続を経ずして、訴因の縮小された態様たる暴力行為等処罰に関する法律第一条第一項の事実を認定して違法と解すべきではない。(昭和二六年(あ)第七八号第一最高裁判所第二小法廷言渡判決参照)なるほど強盗未遂罪は財産に関する犯罪であり、暴力行為等処罰に関する法律違反(刑法第二百八条)は人の身体に対する犯罪であり、その罪質が異なることは所論のとおりではあるがそれ故に訴因の変更手続を要するものとは解得られない。論旨は理由がない。

同第四点について。

所論は強盗行為が未遂である場合には強盗傷人罪にも未遂の規定を適用すべきものとす。しかし苟も強盗がその犯行の現場において人を死傷すれば、強取行為が既遂たると未遂たるとを問わず、刑法第二百四十条の罪が成立するのであり、更に未遂に関する同法第二百四十三条を適用すべきではない。原判決の法律適用は正当で論旨は理由がない。

同第五点について。

所論は原判決の証拠となつている各被告人の供述調書は、いずれも任意性がなく、証拠能力がないに拘らず、これを採用した原判決は刑事訴訟法第三百九条第一項、憲法第三十八条第二項に違反する違法があり、更に原審が被告人側申請の証人を理由なく却下したのは審理不盡であり、その結果無罪たるべきものを有罪とする重大な事実の誤認を侵していると主張する。

しかし被告人A3が逮捕されて、d地区警察署に連行されたとき、暴漢に殴打されたとか、警察職員が同被告人の弁護人選任を阻んだというような事実は認められない。却つて原審証人G1の証言によれば被告人A3が所論のような暴行を受けた事実が存しないこと明らかであるし、昭和二十七年八月十九日附被告人A3の司法警察員に対する供述調書には弁護人の選任ができることを告げられ、考えおきまわすし、当審証人H1の証言によれば、被告人A3はI1団に属する弁護士を選任せんとする希望を洩していたので、直ちその選任用紙を同被告人に交付したが、弁護人の合同事務所の所在が埼玉県、警察本部で判らなかつたのと、被告人A3が弁護人選任を用紙に記載しなかつたため、その選任が遅れたものと認められるのみで積極的にA3の申出を拒絶したり妨害したものでないことが認められる。その他所論摘録の如き事実が一切存しないことは原審証人G2、同G3、同G4、当審証人J1、K1、H1、L1の各証言によつて明白なところである。即ち被告人A1、A3、A2、A4、A6、A8、A9(被告人A5と同A7とは終始供述を拒否し、従つて同被告人の供述調書は存在しない)等はいずれも供述を拒否することができるとを告げられ、供述を録取して後これを読み聞けたところ相違ないことを承認したが故に被告人A2以外の者は素直に署名指印しているものであり、被告人A2と雖も指印だけは任意にしている、而して右被告人等の取調には深夜に亘ることは嚴重に避け、遅くとも午後十時を超えて取調をしたことはなく、取調が長時間に亘るときは途中で暫く休息させ、身体の屈伸等適宜の運動をやらせていたこと、被告人A1が、身体の不調を訴えたときは直ちに医師の診察を受けさせ、その日は取調を中止して休養をとらせた事実こそあつても、病人を無理に取調べ医師の診察を受けさせたかつたこと等ないし、被告人等の中にあつて、前記A1の僅かの違和状態を除けば一人として疾患のため取調に堪えない者はいなかつたこと、A1を取調べるに当つて盛夏の候にも拘らず出入口を閉鎖したことはあつたが、それは新聞記者その他外部の者の探訪等を防ぐため、出入口こそ閉鎖しても、窓はできるだけ開き、涼風を通すようにし、時々冷水で身体を拭わせ、シヤツの洗濯もさせる等保健上の注意もしており、決して取調を受ける側の者に苦痛を与えて供述を求めようとしたものでないこと、況んや被告人等の食事を制限したり、睡眠を妨げたことさら長時間の取調を継続したり脅迫めいた取調をしたりして被告人等の肉体的疲労や、精神的混乱に乗じて供述を求めたり、或は供述すれば釈放するなどの甘言を以つて供述を迫つたというような、苟も供述の任意性を疑わしめる一切の行為が存しないこと明白である。

それにも拘らず被告人等は一齊に、その供述調書の任意性のないことを強調し、任意性の存する証拠として前記G2等警察官の証言は不適格とする。司法警察職員証言といえともその取調を受けた者の供述の任意性を認定する資料とすることが許されない理由がなく、右の如き主張は何等正当なものとも認められないが、暫く司

法警察職員の証言を度外視して、被告人等の供述調書に任意性が存するか否かを検討してみる。

被告人A1の供述調書をみると、昭和二十七年八月二十二日附の司法警察員に対する供述調書が最も日附の早いもので、同人が同月八日逮捕されて、それまで供述を拒否してきたものと認められるが、右二十二日附供述調書と雖も同被告人がB2外二名と共にM1方襲撃事件に参加した事のみを認め、その他の犯行内容は一切触れておらず、その動機や共犯者の氏名につき云いたくない、自己の経歴、生活状況についても話したくはないとしているし、翌八月二十三日附検察官に対する供述調書にも、日本刀を持つていたことやB3自転車屋（e村B3方）で会議があつたこと及び八月七日M1方犯行のためd町に集合した事を認めている程度であり、共犯者A2の氏名も既に逮捕されたB2の外被告人A3、同A2の両名だけをペンネームで挙げておられるだけで、初めから凡てを包み隠さずに陳述していただければ、警察側の捜査が進展するにつれて、被告人に不利益な証拠が集められ、被告人が黙否していても、その効を奏さなかつたことが判つて段々と犯行の内容を供述するに至つたもので、同被告人の供述調書をすべて検討すれば、この捜査に既に顕われた事実は隠しても仕方がないとして供述するに至つた過程が極めてすなおに調書に現われているのであり、たとえば日本刀を預けた人を初めは知らない人が預つたとしており、後に至つて名前を云えないがと前置きしてそれが、印刷屋を営んでいる人（被告人A8を指す）であることを認めているのであり、決して所論のように暑中二十日間一回の運動もさせず入浴も取らせず連日連夜取調べたという事ではなく、同被告人は最後まで未だ発覚してないことは供述して他に迷惑を及ぼさずようならしめようとし、ただ既に発覚した事実だけを潔く供述しているだけであり、その供述が任意に為されたものであること一点の疑も残さないところである。逮捕後数日或は十数日間供述を拒否し来り、その後には為された供述なるが故に強制による自白だとすることはできない。

次に任意性を認めるに特色あるものとして被告人A2の供述調書を挙げることができ、同被告人の供述調書も昭和二十七年八月二十二日附のものとして最初とされているが、これら供述調書をみると、同被告人はいずれも録取したところを讀み聞けられ、同被告人は最後までその本籍、住居、職業、年齢についても供述しないのであるか、A2というのでも果してその本名であるか否かを他の資料たとえば本籍照会等によつて確認できない現状であり、その供述内容も、慎重に配慮し、累を他の者に及ぼさないようにし、殊に共犯者で逮捕されていない者については供述がそこえ触れられないようにも、その氏名、動静は云いたくないと述べているのである。このように本籍、住所、年齢等も語らず、調書には指印のみを為し、共犯者の氏名、行動に触れないようにしている慎重な供述振りから見て同被告人は一貫して取調官に対して毅然たる態度をとり、任意な供述をしたこと明らかであつて、肉体的疲労から虚脱状態に陥つて供述したとは認められない。他方同被告人の検察官に対する八月二十二日附供述調書には同人が犯行に使用した兇器を自ら図示し、これに指印したものが添付せられてあるが、これによれば、右兇器の形が特徴のあるものと認められるのみならず、兇器を入れてある革製の鞘が手縫であり、殊に刀身が抜けるように止めておく金具などにも特色があることが判る。然るにこれとその実物たる本件証拠品中の洋刀（昭和二十八年押第八七六号の三三）とを比較してみるとその特徴が一致し、実物に酷似しているのである。しかもこの図面は検察官の強制により、被告人A2の意思に反して作成されたものとは認められない。何となれば、被告人A2は昭和二十七年八月八日埼玉県比企郡f村山林に於て逮捕されたものであり、同被告人を逮捕した地点に程近いところから初めてN1によつて発見されたもので、この事はG5作成の昭和二十七年十二月二十日附領置調書並びに同人の原審第十七回公判期日に於ける証言により明白であるからである。この事はひとり右兇器を示す図面の作成が任意であることを明らかにするに止まらず、その他同被告人の供述調書全般に亘り任意性の存することを示す有力な証左としなければならない。

これを被告人A3の供述調書についてみれば、更に一層明白なものを認められる。即ち同被告人は判示第五の犯行に関しM1方門前の電話線切断の役割を担当したこととなつておられるが、同人はこの事実について「最初二本の電話線の中一本だけを鋏で切断し通話は不可能となつたと考えていた、然るに電柱を下りてM1方の塀

に近よると、家内で女の人が電話を使用し、通話中らしい声を聞き、驚いてその通話が終わつてから更に他の一本を切断した」と述べている。原審証人B2、同M2の供述によれば当時M1方女中のM2がd町の某薬局にペニシリンを註文しているのみならず、司法警察員の実況見聞書によれば、M1方門前電柱に於て電話線は正しく切断されず、二本の電話線が切断されている事実は、その二本が同時に切断されたか、或はA3が供述するように時を異にして切断されたかを知ることは不可能であり、まして一本の電話線が切断されてないおM1方家人が電話を使用しているように二本の中の一本の電話線が切断されて、しかも通話が可能であるという事実は一見不合理的のようには見えなから、十分合理的根拠の存するところであり（この占点につき更に後記第十点の論旨に対する説明参照）この事実に徴しても被告人A3は連日の取調に茫然として馬鹿のようになつていたわけではなく、事の真相を任意に供述したものとは認めざるを得ず、かつ爾余の供述調書もすべ

被告人A4、同A6兩名の供述調書に関しては、A4が昭和二十七年九月十三日、A6が同年十一月三十日逮捕されたもので既に本件第五の犯行後相当の日時を経過していることでもあり、捜査も進展して事件の略全貌が判明していたことであるから、同人等の取調は順調に行われ、A4は同年九月十七日より、A6は同年十二月三日より即ちいずれも逮捕されて後夫々四日位から供述し初められているが、その内容も自然で他の証拠と矛盾する点は少しもないし、しかも未だ捜査が行き届かなかつた点につき供述を拒否し、何々の点いえないと述べた点も各所に存して睡眠不能、身体衰弱で取調中三度も卒倒するやうな状態で調書を作成されたか、A4が下痢や吐きけは到底認められず、同人等の供述調書がすべて任意に為された供述を録取したものとは認めないところである。又被告人A8の供述調書には、同人が事実を曲げ、昭和二十七年八月六日B3方に於ける被告人等会合の事実を連絡しに来た人物が本当は被告人A9であるに拘らず、同人をかばつてその名を捜査官に告白して、それが被告人A5であるという虚偽の事実を述べ、後日その虚偽なる事を告白しているところ、この虚偽の陳述を撤回したのは極めて自然でしかも直相に合致し、その他同人の供述するところが他の証拠と矛盾しない点からして同人が発熱を追われる等として自由を強制されたとはいえず、その供述が任意に為されたものとは認められる。被告人A9に至つては、同人は原審公判廷に於て本件第五の犯行当夜の比企郡d町から入間郡g村の同被告人自宅に帰つた旨述べているに拘らず、同人の叔母G6は証人として明白に被告人の供述を否定し、同夜はG6方に宿泊した事実を証言しているし、この事実が被告人の供述調書の内容と合致することを思えば、同被告人の公判廷の供述に信を措き難く、従つてその供述するやうな睡眠妨害や長時間の取調或は警察官の供述すれば執行猶予になる旨の甘言に乗ぜられたり認められず、法廷の供述に反する供述調書に任意性ありとすべきである。してみれば、被告人等に対する取調官の態度処遇に些かも失当な点がないことは前段説明のとおりで、かつ被告人等の供述調書の内容自体その任意性を示すに十分なものとは認められる以上は、原審がこれら供述調書を採用したことは少しも違法ではない。なるほど証人G7は原審公判廷で、所論摘録のやうな証言をしていては認められるし、当審証人B1は同人の取調に当つて、入浴や食事等について異例の厚遇を受け、時には警察官から金員を贈られた事実をさえ述べているのである。しかしG7証人の証言はまことにあいまいな内容で「A5自供の新聞記事」に言及していても、そのような新聞記事が存した事実が本件では証明されていない、「警察官から一回だけ特別に優遇された」というが、どういう待遇を受けたことをいうのか具体的に不明であり、「A9を遅くまで取調をした」というのも、その時間は判らなないのである。又G7証人のいつているG5という取調官は本件被告人等の供述調書を作成した司法警察員中にその名を発見し得ないところである。してみれば同証人の証言によつて被告人等に対する取調が所論のやうに不当な点が多かつたとの推測すらも許すものではない。証人B1の証言と雖も、これを証人O1、P1、L1の各証言と比べてみれば判るとおり、B1を取調べるに当つては、時には煙草を与えて喫煙を許すこともあつた事実やP1警視一行が取調官の労をねぎらうために携えてきた菓子を取調を受けるためその場にあつたB1にも分け与えたやうな事実は認

することは自明であり、しかもG7方放火未遂の共犯の一人である。被告A6は原審公判廷に常に出頭していたので、反対尋問をすることはできない。被告A7、同A1に対する関係に於ても証拠能力を有する。被告A6の伝聞の供述は被告人A5以外の被告人A7、同A1に於ては正当な理由がない。しかしそれが、他の共犯者たる被告人A6の伝聞の供述で被告人以外の者(A5)の供述を内容とするか、規定が準用できないとき限り」証拠能力ありとされるに過ぎない。然るに本件第一事実の放火未遂に於ては、被告人A6の検察官に対する供述調書以外にB1の裁判官に於ては、被告人A6の供述調書とB1の検察官に対する供述調書とを比較してみても所論の如き理由のくいちがいがあるとは認められず、但し原審は火焰瓶の個数につきA6の供述中他人の記憶の不正確な部分を証拠として採用しなかつただけである。同人等が作つた火焰瓶の個数も正に原判決認定のとおりであると認められる。而して、原審証人G8、同Q1の供述によれば、被告人A7は右犯行当時下痢症状で、昭和二十七年七月十日、十二日、二十五日、三十日の四回に医師G8の診察を受けたことは認め得ないわけではないが、その症状が同月二十九日の犯行時に於てそれに参加することを許さない程重篤なものであつたとは認められない。現にB1はその翌三十日午前中被告人A7とバスの車中で会っているのであり、医師G8は所沢市に於て診療に従事して、同医師の診察を受けた被告人A7の症状がどの程度のものであつたかを正確には比企郡i村に居住する実兄Q1が知っているわけではない。仮りに被告人A7が医師の診療を受けた当日の同被告人の症状をi村に居て知っていたとすれば、それは同被告人が、その後所沢市からi村に帰つたからであり、同被告人はその程度の小旅行に十分堪えられたのであるというべきである。他面R1は本件第五の犯罪の前日即ち同年八月六日より翌七日にかけて被告人A7が兄R1方に滞在し七夕の飾り付の準備し同夜兄方泊つた旨証言するけれども、同事実認定の証拠に引用されている各証拠によれば、被告人A7は同月六日午後四時過ぎ、e村なるB3方に於ける会議に出席し、(B3が被告人A7に気がつかなくとも

同第七点について。
所論は原判決第一の放火未遂に関する事実誤認を主張する。しかし原判決挙示の証拠(但し前記第六点説明のとおり、被告人A7、同A1に対する関係では被告人A6の供述調書の一部に存する伝聞の部分は証拠能力がないと認めるからこれを除外し、被告人A6の供述調書とB1の検察官に対する供述調書とを比較してみても所論の如き理由のくいちがいがあるとは認められず、但し原審は火焰瓶の個数につきA6の供述中他人の記憶の不正確な部分を証拠として採用しなかつただけである。同人等が作つた火焰瓶の個数も正に原判決認定のとおりであると認められる。而して、原審証人G8、同Q1の供述によれば、被告人A7は右犯行当時下痢症状で、昭和二十七年七月十日、十二日、二十五日、三十日の四回に医師G8の診察を受けたことは認め得ないわけではないが、その症状が同月二十九日の犯行時に於てそれに参加することを許さない程重篤なものであつたとは認められない。現にB1はその翌三十日午前中被告人A7とバスの車中で会っているのであり、医師G8は所沢市に於て診療に従事して、同医師の診察を受けた被告人A7の症状がどの程度のものであつたかを正確には比企郡i村に居住する実兄Q1が知っているわけではない。仮りに被告人A7が医師の診療を受けた当日の同被告人の症状をi村に居て知っていたとすれば、それは同被告人が、その後所沢市からi村に帰つたからであり、同被告人はその程度の小旅行に十分堪えられたのであるというべきである。他面R1は本件第五の犯罪の前日即ち同年八月六日より翌七日にかけて被告人A7が兄R1方に滞在し七夕の飾り付の準備し同夜兄方泊つた旨証言するけれども、同事実認定の証拠に引用されている各証拠によれば、被告人A7は同月六日午後四時過ぎ、e村なるB3方に於ける会議に出席し、(B3が被告人A7に気がつかなくとも

右認定を覆す資料とすることはできない。) 会議が終つた後はd町に出て被告人A5と共にB5方に宿泊した事実を認められ、従つて前記R1の供述は措信し難く採用できないこと明白であることからしても、原判決が原判示のとおり認定したことに誤認があると判断することは許されない。所論はそれ故理由がない。同第八点について。

原判示第五の(二)の事実について引用せられた証拠が被告人A6の検察官に対する第二回、同第三回供述調書のみであること所論のとおりである。而して所論はこれを捉えて刑事訴訟法第三百十九条第二項、憲法第三十八条第三項違反と主張する。しかし原判決の第五の(二)の事実というのは、第五のM1に対する強盗殺人未遂事竹に関し、その実行行為前の段階として、被告人等に於ける謀議の成立した事実を判示するに止まるから、第五の(二)のみで一個の犯罪事実としているわけではない。然るに刑事訴訟法第三百十九条第二項や憲法第三十八条第二項はいうまでもなく一個の犯罪行為を基準として、これに関し自白以外に何等の補強証拠が存しない場合のことを規定しているのであつて、一個の犯罪事実の一部分、即ち犯意の形成、謀議、予備から進んでは実行行為の着手、終了、結果の発生等すべての段階毎にそれぞれ補強証拠を必要とする趣旨ではない。而して原判決は謀議の段階たる第五の(二)の事実については所論のとおり被告人A6の供述調書以外に何も援用してはいないけれど、第五事実即ちM1に対する強盗殺人未遂の行為全般にわたる判示事実については被告人等の供述調書の外に証人B3、G7の証言の外多数の証拠を示している故、訴訟手続の法令違反を主張する論旨は理由がない。

同第九点について。

原判決引用の被告人等供述調書に証拠能力を認むべきことは論旨第五点説明のとおりである。

原審証人B2の証言が所論のようにでたらめな証言ではなく、真実性に富むものであることは記録を通じて明白に看取できるところであり、数多くの裏づけ証拠によつてもその真実性が十分保障されているのである。従つてこれを所論のように証拠能力のないものとするを許されない。たとえば、

(一) 同証人は被告人A1、同A4等とともに火焰瓶を作つて実験した旨証言するが、B2証人の指示に従へば、所沢市下富部落内山林中に確に右証言のとおりの実験跡と覚しき樹木の焼痕と多数の瓶の破片の散在することが確認し得られたし、現にその瓶の破片を集めて本件の証拠物となつているのである。(昭和二十八年押第八七六号の一、二)、又同証人証言どおりの日時場所で同証人の云うとおりの投石事件や火焰瓶投擲事件が発生しており、(判示第二、第三の事実に関する証拠参照)、判示第四の強盗予備事件のため用意せられた火焰瓶がB2の証言どおり、被告人A1の実姉S1方から別の揮発油瓶と共に発見押収され(同押号の一、一二)右S1は証人として、右瓶はその頃A1から預つたものとしている。もしこれらの証拠の裏づけにも拘らず、B2の証言の真実性を否定するならば、被告人A1は何の目的を以つて火焰瓶を作つたかの疑問を解くべき合理的説明がなければならぬ筋合と考えるが、そのような合理性ある説明を聞くことを得ないのである。

(二) 原判決第五、六事実に関するB2の証言も亦同様である。昭和二十七年八月六日e付のB3方に十数名の会合があつたこと及びその席上M1方の見取図を持参した者がある旨のB2の証言は原審証人B3、同G7の証言により裏付けられ、M1が昭和二十七年八月七日自宅で暴漢に襲はれ日本刀その他の兇器を以て瀕死の重傷を受けた事実の証拠と並んでB3方会合が山村工作隊の平穩な会合であることを否定すると共に、M1方縁側に被告人A1の下駄(昭和二十八年押第八七六号の二四)被告人A2のズック靴(同押号の二六)と極めて類似した痕跡が存すること、被告人A1がその逮捕直前まで所持していたと認められる日本刀(同押号の二八)が発見されたが、右日本刀にM1の血液と一致するA型の血痕の附着していること等B2証言の真実性を断定するに足る証拠は一々これを列挙する煩に耐えないほどである。

(三) B2に対する反対尋問は略三開廷の長きに亘つて行われたに拘らずその間同証人は終始理路整然と一貫した応答を以て酬いているのである。C1隊の綱領の細部につき解らないと答えており、「C1隊の本質は何か」との問によく判らないと述べ「革命とは何か」との問に具体的に明確な答弁ができない旨答えているが、それだけでB2の証言を一切でたらめだと一蹴し得る理由がない。よしんばB2が右の如き尋問に述べたとおり革命の本質や、その戦術について知識がなく、正確な証言を為し得なかつたとしても、被告人等の犯行についての証言の証明力は減

殺されるわけがないからである。又B2が被告人等からみれば嘗ての同志を裏切り、法廷で被告人等に不利益な証言をするような人物としか考えられないとしても、その証言は被告人が責に任ずべき事実のみを供述したものであり、決して被告人等に無実の罪を負はしめたものではないからである。

以上のとおりであるから、被告人の原審公判廷における供述と相反するからといって、被告人等の右法廷の供述が真相で、B2の証言が権力に媚びた作為の証言というが如きは全く失当である。

原審証人B3、同G7の証言をとつてみても同様で、右証言の証拠価値を否定するのは正当ではない。右証言に爾余の原判決引用の証拠を総合すれば、被告人A5が昭和二十七年八月六日午後四時頃誰も集らない中にまつさきにB3方に赴いて、部屋を掃除してA1その他の集合を待つており、途中から帰つてしまつたことはなく、終始B3方会合に列席しその会議の内容が何であるかを熟知していたこと、その前々日八月四日に被告人A5、同A7、同A4の三名でG7を訪ね、M1の事を聞き合せ、M1方見取図を書いてB3方に持参するよう依頼しておいたところ、G7がその約束に従つてM1方の見取図を作つてB3方へ赴き、A5、A7、A4の三名の中の一人に渡したこと、同所には約十名余りの青年がいて、G7やその他二名（被告人A8及び被告人A9）を別室に移らせ、何事か密談に耽つていたこと及び被告人A5は同会合を終つて同夜はd町のB5方に宿泊し、翌七日M1方襲撃事件に本隊として参加したこと明白で、これと反対の趣旨の証人T1、同U1、同V1の各証言は信を措くに値しない。原審証人B5が被告人A5を知らないと言っているが、この証言も措信できない。又G7が警察署でどんな取調を受けたにせよ、同人の法廷に於ける証言が証明力のないものとする理由にならないのみならず、被告人A5もA7も、B3方会談に出席していなかつたと主張するに拘らず、G7に対し、その主張に副うような反対尋問をしてはいないのである。してみれば原判決が右B3、G7の証言を採用したことは当然である。

又押収のKノート（同押号の一二）に対する所論の非難も当らない。右Kノートは被告人A1の実母W1方で発見押収されたもので、それ自体では同被告人のB3方の計画謀議に参加した事実を証明するものとはいえないが、その中にはM1に関する記載が散見され、M1に対し被告人等がどんな評価をしていたかを推認させる資料というべきであり、従つて、B3方会議の席上M1方の見取図の必要がありG7をして作成させた事実と相まち、右会議に於てM1の事に関していかなる事が議題となり、その結果原判示の如き襲撃事件の謀議が成立した事実を示す証拠として挙げるに足るのである。

要するに原判決には、所論のような探証法則違反は存せず、従つて事実の誤認もないから、論旨は理由がない。

論旨第十点について。

所論は原判決中第五の（四）に於ける「被告人A3が所携の鉋を以てM1方南方の電線一本を切断した後、先発隊の被告人A6及びB2は邸に入り」と判示した点について理由のくいちがいがあるとす。しかし原判決挙示の証拠によつて右判示事実を容易に認定し得る。もつとも被告人A6とB2が、A3の右電線切断後M1方邸内に入り、M1に面会を求めた際、同家女中M2が、電話で薬局に薬を注文していたこと所論のとおりであり、従つて二本の電話線の一方を切断してもなお通話可能であつたというに帰するから、この事実は一見不合理な観がある。しかし記録を精査し明らかとなつており、原審証人G9はこれを必ずしも不可能ではないと証言しているのみならず、当審鑑定人F4、同F5共同作成の鑑定書によれば、

（一） 電話線の一本を切断すれば、その後新しく通話を開始することは不可能である

（二） しかし本件A3のやつたように通話中に電話線の一方が切断された場合には通話不可能な場合と可能な場合とあり即ち

（イ） その切断ヶ所が、電柱より電話局側の部分で起つたときは通話不能に陥るが

（ロ） 反対側即ち電柱より電話加入者側の部分が切断されたときは必ずしも通話不能ではなく、電線切断による電気抵抗がさほど高くならなければ、多少話声が低くなる程度の支障を来すことがあるけれど通話は可能で、電気抵抗が高くなるにつれて、次第に声が低く聴き取れなくなり、遂には通話不能となる。

と認められるところ、G5作成の実況見聞書並びに同添付の電話線切断を示す写真（記録第六二四丁）によれば、本件A3の切断したのはM1門前の電柱からM1方に向つて数厘の箇所であること明白であり、従つてその切断ヶ所から云えば前示

鑑定人の示す（一）の（ロ）の場合に該当すると認められるところ、切断された電線はM1家の塀の南北に相当の長さに亘り、大地に接するか、或は地上の植物に触れていたから、地表又は植物の水分が影響して電気抵抗がそれほど高くなかなかつたことと容易に推察し得られるわけである。従つてM2がその通話中に起つた電話切断の影響をそれほど感じなかつたとしても、又同人が相手方と完全に通話できたとしても決して不合理なわけがないのである。論旨前段はA3のいうが如くに電話線を切断すれば、通話不能になるか少くとも通話が著るしく困難になることを前提とし、かかる事実の認められない限りは被告人A3やA6の供述調書を証拠とすることはできないとするもので理由がない、のみならず寧ろこの点被告人A3の供述に任意性ありとすべき理由の一に挙げ得るものであること既に弁護人の論旨第五点に対し説明したとおりでである。

なおM1方附近で電話線の切断されたのは原判示の一本のみではないことは所論のとおりであるが、門前の分はA3が切断した後に於て家人の通話中の声を聞いて更に他の一本を切断したことは既に説明のとおりであり、M1家邸内における切断はその位置からすると当然空中にあつたものを切断したとは認め難く、A3が門前の電柱に昇つて切断したために垂れ下つた電線を何人かが切断したものであるというべく、それが何人により何時どうして切断されたのかは原判決の関知するところではない。而して電話切断の用具に関しては原審証人G9は刃先の薄いペンチ式のものとし、原審鑑定人F6はペンチ、ニツパー、ブライヤー、くいきりの類を挙げていゝるがその中のどれとも断じ得ないとしている。而して、これら証拠は必ずしも原判示のように鋏を用いたとは断する資料ではないが、鋏を用いたことを否定するものではないしその用具が正確に何であるかを鑑定のみで断定しなければならない理由も認められない。原判決が被告人A3の供述調書により、前記証拠と相まつて鋏を用いて電線切断の事実を認定したのは正当である。

更に右F6の鑑定書中には鑑定物件たる電線の両端が異種の器具で切断されたとしている記載が存する。しかし電線の一方はA3が切断した箇所であるが、他の断端はA3が切断したため地上に垂れ下つた電線を鑑定資料とするため警察官が切断したものと認められ、この両端が異種の切断器具によつて切断されたと推認されるのも当然なのである。従つて原判示には所論の如き審理不尽も事実の誤認もなく、論旨後段もその理由がない。

同第十一点について。

証人M1は暴漢に襲はれ、百万円云々の書状を示されたのは蔵前の間であると証言しているが、原審はこの点を措信せず証言中他の証拠と矛盾する部分を排斥していることは原判文上明白である。而して瀕死の重傷を受けたM1が、当時の惨状を正確に記憶していなかつたことがあつても、それは寧ろ当然視してよく、右M1証言の矛盾から、すべて本件の証拠は捜査官の誘導により作り出されたとする所論は失当も甚しく、論旨は理由がない。

同第十二点について。

所論は原判決第五の（四）中の「被告人A1は日本刀、被告人A2は登山用ナイフ、その他の被告人は所携の兇器を以て同人（M1）に逼りその肩外数ヶ所に斬りつけ、逃げる同人を捕えんとして追跡探索し、或は金員を奪はんとしてその所在を物色し」たとの判示部分が具体性を欠くものとし、理由のくいちがい、又は証拠によらないで事実を認定したものと主張する。しかしその他の被告人とはその前段に「被告人A1、A2、A5、A7は屋内に押し寄せ」た事実を判示していることと相俟つて被告人A5、同A7を指すこと文理上明白なところであるのみならず、原判決は所論のようこ単に謀議に従つた行動をしたと判示しているのではなく、第六（一）（二）のA8被告人、A9被告人を除く爾余の各被告人等のM1家に於ける行為を各被告人毎に明示していること原判文上明らかである。しかし、原判決がA5、A7の所持していた兇器が何であるかを判示せず、又「M1の肩外数ヶ所を斬りつけた者」「同人を追跡探索した者」「金品を物色した者」が何人であつたかを具体的に判示しなかつたことは所論のとおりである。而して事実を判示をするについで凡ての部分に亘り明確に判示することは望ましいことに違いないが、本件被告人の中或は供述を拒否している者があり、或はその供述に他の被告人の供述とくいちがいがあることもあり、原判決認定以上に明確な判示を要求することが不可能であるばかりでなく、原判決が一応被告人等のB3方に於ける会議により、M1に対する強盗殺人未遂の罪につき謀議の存することを認定し、かつ、M1方に於ける行動についても夫々判示している以上所論の点のみについて判示し得ない部分があつたにしても理由不備といえず、又理由のくいちがいがあるとも認められないから論

旨は理由がない。

同第十三点について。

所論は被告人A8に關係する原判示第六の(一)事実の誤認を主張する。しかし原判決の右關係部分引用の各証拠に証拠能力の存するはもちろんのことでその内容も特に信用すべき状況にあるものと認められ、これら証拠によつて認定された原判示事実には誤認の認められる点が少しもない。証人G10の証言は他の日の記憶を八月六日のものと混同しているに過ぎず、証人G11の証言は原判示事実と矛盾するものではない。証人G12の証言に至つてはその証言が時間的に必ずしも正確な供述とは認められず、当審検証の結果に徴しj橋よりA8方えは百五十米に過ぎず、更に自転車で約六百五十米隔たるk小学校まで往復した後再びj橋まで戻つたためにそれほど時間を要したとは認められず、同証人のいうが如く、被告人A8の原判示所為が時間的に不可能とはいえないから同証人の証言こそ信用する価値がない。従つて右措信できない証言に依拠し原判決を論難する論旨もその理由がない。

同第十四点について。

所論は被告人A9に關係した原判示第六の(二)の事実誤認を主張するのである。しかし原判決挙示の各証拠により右第六の(二)の事実を認定するに十分である。被告人は当日自宅へ帰つたと主張するが被告人A9の伯母G6が証人としてこれを判然否定しているのであり、同被告人が自宅へ帰つたということこそ真実に反するものであり、従つて所論G13の証言は信用できない。論旨は徒らにG6の証言を初め、その他の各証拠、特に証人B2の証言を非難するのみで理由はない。

被告人A1その他各被告人の論旨について。

所論は重複した部分が多く、かつ極めて乱雑であるが、その主張するところは次の諸点であると認められる。

(一) 本件は国際及国内の諸情勢からみて、X1党弾圧のためのデッチ上げとする論旨。

(二) 原審の訴訟手続に法令違反があるとの論旨。

(三) 被告人等の供述調書の任意性に関する論旨。

(四) B2の証言に関する論旨。

(五) B1の供述調書に関する論旨。

(六) その他の原判決挙示の証拠に関する採証法則違反、事実誤認の論旨。

と分類し以下順次項を追い判断を与える。(但し弁護人の論旨と同一で既に判断を与えた点には再度説明しない。)

(一) 国際国内の情勢により本件はX1党弾圧の起訴であり、従つて「デッチ上げ」であり、被告人等は無罪であるとの論旨について。

「デッチ上げ」とは恐らく証拠の伴わない空虚な事件という意味であろうが、それならば被告人等が無罪であること当然である。しかるに本件ではその「デッチ上げ」であるか否かがまさに問題であり、所論のように「デッチ上げ」だと決めてかかり、無罪を主張するほど容易な事はない。事実の認定はいうまでもなく証拠によるべきものである。而して本件の証拠は内外の「諸情勢の分析」とは何のかわりもない。本件は一の刑事事件で、何等の政治的色彩を帯びたものではない。それ故にいかほど情勢を分析したとて本件が所論のようにX1党弾圧のための起訴であると証明することはできないし、況んやその「デッチ上げ」であることを証明するものでもない。当裁判所はかかる論旨につき判断を与える必要はない。原判決が被告人はX1黨員ないしはその同調者たることを冒頭に判示したのもX1黨員又は同調者の犯行である事実を判示したのみで、X1党に対する偏見に左右された事実も存せず又X1黨員なるが故に有罪とし、或は刑を重くしているわけでないこと勿論である。

(二) 原審訴訟手続の法令違反を主張する論旨について。

法廷に於て被告人や傍聴人が騒いだりして審理が円滑に進行しないと予想される事件に於て、裁判所周辺を警官が警戒し、法廷内部に警備員を配置する要があることは当然である。本件に於て右の如き措置に出たとしてもそれが不必要であつたとはいえず、特に不当な目的に出たとは認められない。法廷の窓に金網をつけたり、傍聴人に一応の身体検査を施行したとの点も同様である。而して叙上の措置が必要已むを得ないものと認められる以上、それが被告人に心理的に何等かの影響を及ぼしたとしても、被告人の身体を拘束したものとはいえないのはもちろん、これを以て原審裁判官に不公正なものがあつたと認めることはできない。盗聴器ということこそ所論はしきりに主張するのであるが、それが果してどう云うものであるのか当裁判所には正確なことは判うない。強いて考えれば法廷が万一混乱に陥るような場合を

予想し、迅速な警備態勢をとるため、法廷にマイクロフォンを設置したのかもしれないが、仮にそうだとすれば、それも法廷の秩序維持のための合目的なもの認められると同時に、それが原審裁判官によつて設置されたものとは断定し得られない。従つてその設置が原審裁判官の不公正な意図に出たことを認めるに足る証左はない。

被告人A7等は検察官がB2の公判分離を請求し之が許されるや、右B2を本件被告人の証人として申請し、右証人申請の書類が公判分離決定前かから作成せられ、被告事件の証人として申請し、検察官が公判の分離を打合せた事実を示すもの如く主張するが、検察官が分離決定が為されることを予想し、書類を行成準備して来たからといつてこれ亦原審裁判の不公正を示すとはいえない。被告人A5等は法廷に武装警官を導き入れたというが、記録上かかる事実は認められない。その他傍聴人中に私服の警察官がいたとか、被告人の法廷への護送問題まで取り上げて裁判所の不当を主張しているが、これらは原裁判所の関知しないところであり、所論の如き主張を理由ありとすべき何の根拠もない。

又所論はB2の公判を分離したことを不当とする。しかし同人の公判を分離し、B2を証人として取調べることが被告人等に不利な手続とは認められず、却つて、同人を証人として反対尋問にさらし、同人の証言の信憑力を打ち破る好機を与えられ、たわけであつて、この意味に於ては公判手続を分離しないでB2が被告人として本事件被告人等と同一法廷に出頭して、被告人としての右B2に質問するよりも寧ろ有利な立場にあつたといひ得るところである。所論はB2が証人として被告人等に不利な陳述を為したことから、公判を分離しなければ、証人としての陳述を阻止し得て被告人に不利な証拠の取調を免れると誤解しているのかも判らないが、たといB2の事件を分離しなくても、同人が強盗殺人未遂被告人について分離前の昭和二十七年九月十八日の公判廷で起訴状のおでり相違ないと述べ、次いで同年十月九日の公判廷に於て、強盗未遂、強盗傷人、強盗予備等の訴因に於ても前同様の自己の有罪であることを認めていたのであり、共犯者であり共同被告人である同人の原審公判廷における供述が被告人等に対しても証拠能力を有するは当然である。この分離によつて被告人等が不利益を受けたことは少しもない。またB2に対する反対尋問の如きは昭和二十八年三月十二日、同月十七日及び同月二十四日の三開廷を費していること記録上明白で、原審裁判所がこの反対尋問を制限したことを認める証左はない。

その他証人M1を初め各証人にはいづれも現に被告人等からも反対尋問が為されていること明瞭であるに反しそれを制限したようなことは記録上少しも認められない。

原審検証に被告人等が立会っていないことは所論のとおりであるが、被告人等は当時いづれも勾留中で身体の拘束を受けていたものであり、刑事訴訟法第百四十二条により検証に準用される同法第百十三条第一項本文は被告人の立会権を認めているに拘らず同項但書によれば身体の拘束を受けている被告人にはこの限りに非ずと規定して身体拘束を受けている被告人に検証立会権を認めなかつたものであるから、原審が被告人等を立会わせないで検証を施行したことは少しも違法ではない。

被告人A1は右検証に際し、警官が被告人A9に対し暴行したかのように云うが、何かの誤解に過ぎない。

逮捕状に関しては被告人A4につき昭和二十七年八月二十一日附逮捕状、被告人A2につき同月八日附逮捕状が存すること記録に徴し明白で、同人等の逮捕が令状に基かない不法のものとはいえない。もつとも被告人A2は刑事訴訟上第二百十条の緊急逮捕を受けたものであるから逮捕状の発布が逮捕の後であつたのは当然である。

最終陳述に関しても原審手続は違法ではない。なるほど原審記録をみるに昭和二十八年六月十三日までは既に被告人A2、A3、A8、A9の最終陳述を終つて、同月十七日に続行となつたところ、同期日には弁護人の申請により証人G14を取調べてから新しく最終陳述の段階に入り被告人A1以下A2、A3、A8、A9の外に被告人A5も最終陳述を終つて被告人A7の最終陳述の途中で次回に続行となつたところ、同年七月七日の原審第三十六回公判に於て突如弁護人から証人B1の申請があり、却下されたこ拘らずこれに絡んで被告人A7は裁判長に促されても、B1を調べないなら最終陳述をしたいと述べ爾余の被告人も最終陳述を為す意思がない旨を表明したので結審の運びとなつたことを認められる。併し最終陳述は被告人等が現実に為すことを必要とせず、その機会を与えれば足りるものと解するを相当とし、前認定のとおり原審裁判長から陳述を促されながらこれを拒むが如き

場合には最終陳述の機会は十分与えられたものというべく、従つて被告人等の最終陳述を完了しないで公判を終結するも違法ではない。

なお所論は原審が被告人等申請の証人を不当に却下したと主張するけれど、証人尋問はすべて裁判所が適当と認める限度に一任されているものであり、申請に係る所論証人を取調べなければ違法とは到底解し難い。

又原判示中に某所とあるだけでその場所がはつきりしないところがあるけれど犯罪の場所は裁判所の管轄権等に関し重要な事項ではあるが、これを明示し得なければ理由不備とはいえない。それ故所論はいずれもその理由がない。

(三) 被告人の供述調書の任意性に関する論旨について。

この論旨は既に判断を与えた弁護人の論旨第五点と同一であり、その説明を参照すべきである。原審証人G14の証言によつてもその任意性を否定できないことを一言するに止めそれ以上の判断をしない。

(四) B2の証言に関する論旨について。

これも又弁護人の論旨第九点と同一で、当裁判所の判断も又同一であるから、更にここに繰り返さない。

(五) B1の供述調書に関する論旨について。

B1は昭和二十八年三月二十五日の原審法廷に証人として尋問を受け、「被告人A1は全然見知らぬ人である」「被告人A7も知らぬ、ペンネームでも知らぬ」とる述べてはいるがそれとともにE1方放火未遂事件に関し自己が有罪の判決を受ける虞がある故を以て証言を拒否している。更に被告人A1や被告人A7、同A6の問に対し、B1が夜遅くまで取調を受けるような場合はこれを拒絶したと、取調中に精神的に疲労したことや昼食も食わずに取調を受けたこともなく記憶の薄れたことを述べたこともないと証言している。しかし前記のよう証人が自己に有罪判決を受ける虞がある故を以て証言を拒んだ場合には刑事訴訟法第三百二十一条第一項第二号の「供述者の死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判期日において供述することができなかつたとき」と区別すべき理由が認められないから同条によつてB1の検察官に対する供述調書の証拠能力を認めるべきは当然の事理である。たとい同人がその後更に供述を変え、自己の犯行を全面的に否認しているからといつて、証人として再度これを取調べなければならぬ理由は毫も認められず、前記公判廷における被告人A1、A6、A7に対する応答やB1の供述調書を検討することによつてもB1の検察官に対する供述調書の任意性は認められる。而して当審においてはB1を取り調べたけれど同人の証言は誇張されたもので真実性に乏しいものと認められるから右調書の証拠能力を否定する根拠となり得ないことは先に弁護人の論旨第五点にも説明したとおりである。それ故原審がB1の証人申請を却下したのは理由があると共にB1の検察官に対する供述調書を証拠能力あるものとし之を証拠に採用したことは違法ではなく論旨は理由がない。

(六) その他の原判決の証拠に関する採証法則違反、事実誤認の論旨について。

(1) ズック靴と下駄(昭和二八年押第八七六号の二六、二四)に関する原審証人F7の証言は所論のように検察官に迎合した根拠薄弱なものとはいえない。これとF7作成の鑑定書(昭和二十七年八月二十五日附)その他原判決挙示の証拠により、昭和二十七年八月八日朝M1方縁側に残っていたズック靴及び下駄の痕跡は、被告人A2の履いていたズック靴と、被告人A1の履いていた下駄によつて印せられたもので、被告人等はこれを否定するが、被告人A2、A1がその前夜M1方へ行つた事実を明示している。なるほどF7の鑑定書や証言だけでは、下駄或はズック靴とその痕跡との同一性の存することを断定することを差し控えていると認められるがそれでもなおズック靴の方は「一般検査、肉眼検査、印象検査の結果全く符合し」「同一と断定することが許される程高度の酷似性」があり下駄の方も「木の節を頂天とする不正三角形に顕出される歯型の部位が同一類型」であるとしているのである。それ故これら各証拠と爾余の証拠と相まつて、これを同一のものと断定して一点疑をも残さないのである。又前記ズック靴や下駄が八月二十日に押収され八月二十五日に鑑定された事即ち被告人A1、同A2の逮捕後相当の日時を経過したことや、下駄が鼻緒と別になつて証拠物として提出されていることは所論のとおりであるが、このような事実によつて前叙認定を妨げるものではない。原判決には採証法則違反はない。

(2) 洋刀(同押号の三三)には血痕を証明できないし、被告人A2がM1に斬りつけた事実を立証するものでもない。原判決認定も結局これと同趣旨で被告人A2が洋刀を以てM1にせまつた事実を認定し、その証拠として前示洋刀を挙げて

いるに過ぎない。ただ原判決はこの点表現が不正確で誤解を生じ易いが、論旨のいう如くA2がM1に斬りつけた事実をも認定しているわけではない。論旨は原判決を誤解したに過ぎないと共に、右洋刀に血痕が認められないからといって、原判決の事実誤認とはいえない。

(3) 湯呑茶碗(同押号の四五)に存する掌紋はB2の掌紋であることはF7の鑑定書の示すとおりである。B2が指紋の発見を恐れて右茶碗を拭いながら、却つてそのため自己の掌紋を残すに至ったことは皮肉ではあるが、不自然な現象ではない。而してこの事実も他の証拠と共に被告人B2が昭和二十七年八月で日M1方に行つた事実を確定し得るし、B2の証言の真実なることを裏書すると共に被告人等の弁解を打ち破る力をもつている。なるほど本件で他に指紋や掌紋の証拠は存しないが、その事は犯行現場に一切指紋が発見されなかつたということではなく、何人の指紋なりや確然としない指紋が沢山存在してはいるが、本件に於て証拠として提出し得る証拠にはならないだけである。M1家の家人の指紋を発見したとて、それが本件の立証に供せられるわけがない。以上の事はF7の原審第二十九回公判の証言から自ら推察し得る。又八月十五日に前記掌紋のある茶碗を一旦M1方から押収し、B2の掌紋の存することを確認しながら、(F7のこの点の鑑定は八月十五日付となつている)茶碗をM1方へ仮還付しその後同月二十一日更に之を押収したことは所論のとおりで捜査官として重大な失態といえる。しかしこの事から茶碗の掌紋によりB2がM1方へ客を装つて訪れた事実を認定するについてその証明力を減ずるものとはいえない。

(4) 麻縄(同押号の一九)に血痕が証明されても不思議ではない。証人B2の供述によれば、同人はM1方であちこちと動き廻つている中、腰につけた右麻縄を落したといつている。而してM1方に於ては各所に血痕が流れ落ちていたこれとは警察官の実況見聞書に明らかである。麻縄の血痕はその際附着したと認められる。従つて右血痕附着の麻縄を証拠としても採証の誤はなく、却つて爾余の証拠と共にA2が犯行当日d町内で新しい麻縄を買い、M1方家人を縛るため、各人に分配した事実やこれを以て現に家人を縛つた事実をも証明するものである。

(5) 紙片三片(同押号の三四)も本件の重要な証拠物である。なるほど現在僅少部分が残つているのみで、それに現われている文字も判読し得るのは少ない。しかし欠損部を推理により補えば、「命」とか「世な」という文字が存することを認められ、原判示の如き書状の存在を立証する資料たるに十分である。而してその紙質も一部変色が認められる外は同一と認められるし、それが三片に分かれているとしてもこの事実を以つて証拠について何等かの作為を施したものと認められず、原判決がこれを証拠としているのは当然である。

(6) 証拠の示すところでは被告人A6は八月七日鉛筆売を装いM1方に赴いた事実があり、同夜同被告人は先発隊としてB2と共にM1方へその在宅を確かめるために行つた事実は原判決もこれを認定しているとおりでである。それ故M1家女中M3は二度、M1三男M4は一度被告人A6と顔を合せ会話も交しているわけであるが、右M3もM4も、原審証人として被告人A6の顔貌を記憶している旨の証言をしていないことは所論のとおりである。(M3、M4の当審証言は、同人等の記憶以外の要素が混入しているかも知れないから、今これを考慮に入れないこととする。)しかし来客が日頃から多いと認められるM1方にあつて、さして重要な客と認められない被告人A6の容貌がM1家家人の記憶に止まり得なかつたとしても、不自然ではない。まして被告人A6の再度の来訪にも拘らず昼間の鉛筆売の事を想起し得なかつた証人M3の記憶力の程度を考えれば、同証人等の証言が、被告人等の犯行を否定する資料たる価値は認められない。

(7) 証人M1の証言中の書状を突きつけられた場所が蔵前の部屋だとの点が他の証拠とくいちがうこと、及び電話線の切口が鉋を用いたと断定するに足る鑑定の為されていないことは所論のとおりであるが、この点に関しても原審に採証法則の違反はないこと既に弁護人の論旨に答えたとおりでである。(弁護人の論旨第十一及十二点参照)

(8) 原審証人G15が一度すれ違つただけの被告人A1及同人の所持していた物件につき正確な言を為し得なかつたことは、同人の証言を無価値ならしめるものではない。原審がこれを証拠としたことは採証法則に反しない。

(9) M1着用の浴衣(前回押号の一三)に血痕の附着していないことは所論のとおりである。しかし原判決はこれを証拠に採用していないのであるから、これを以ては原判決の事実誤認、採証法則違反の理由にならないこと自明であるが所論はそれが証人の証言に影響あるもののように主張するから敢て説明を加える。当審

証人M3の証言により、浴衣は血にまみれてM1方の庭に落ちており、兇行後捜査が一段落してこれを押収しないことに決つてから（浴衣が押収されたのは八月十三日であること記録上明白である。）M3がこれを洗濯した事実を認めることができず。犯行後直ちに右浴衣を押収しなかつた手落は存するにしても、証人の証言に影響を来すものとは認められず、現に右浴衣の肩口にM1の傷に相当する痕跡が存するのである。なるほど同人の右腹部の傷に相当する痕跡が浴衣にはないが、本件犯行により同人の帯が解けるし、浴衣の前もハダケて遂に庭にズリ落ちてしまつた事実（M1の証言参照）を考えれば、M1自身右腹部の傷を受けていても、浴衣にその痕跡が残っていない理由を推察するに難くはない。

(10) 押収のステツキ（同押号の二二）の尖端が割れており、それが何時何人の手で為されたか不明であるが、その事実は原判示に何の影響もない。原判決は右ステツキを証拠にしていなからである。その他所論はA3の上衣（同押号の二七）球根栽培法（同押号の三五）について論及するけれど、右はいずれも原判決が証拠としなかつたものであるから、いずれも原判決の事実誤認を主張し得る資料ではない。

(11) 被告人A4は押収のシャツ（同押号の九）についてそれが為されたか証拠であるかの如くいう。なるほど右シャツは鉄の跡が所々に認められるのであるが、それはF6がシャツの穴がどうしてできたかを鑑定するため、その部分を細切し、シャツの穴の部分に硫酸の附着していることを証明しているのである。（記録第二三四丁以下参照）従つて右鉄の跡はF6が鑑定の必要上細切したため生じたものであつて、ことさら為を施したものではないこと明白である。

(12) 所論はG7の証言、日本刀に指紋の存しないこと等その他について論難するが、要するに原審が適法に為した証拠の取捨選択を非難するに過ぎない。それ故論旨はいずれも理由がない。

弁護人の論旨第十五点について。

所論は量刑の不当を主張する。よつて記録を精査し、被告人等の経歴、環境、本件犯行の動機、態様、罪質その他諸般の情状を考慮してみると、被告人の中、最年長者たる被告人A6が大正十三年生である外は昭和の生れで、その人生経験は浅く資質環境も必ずしも恵まれたものとはいへない。それに拘らず被告人等は自己の狭い視野だけで不正と判断される事に対する憎悪の感情からその真否を確かめずこの不正を急激に排除しなければならぬという信念にまで高められ、それが現在の社会秩序に対する反逆となつて本件のような犯罪が発生するに至つたと認められる。而して世の思潮の一部にはこのような考え方も存在しているのであり、被告人等が個人的な動機のみで本件が発生したわけではないという点は、普通の強盗殺人や放火等の犯行と類を異にすることは明らかであるが、それだけではその犯行の兇悪さを減じるものではなく、被告人等の責任も従て軽いものとはいへないのである。しかし本件と略同一の罪で処罰されたB2が懲役八年に止まることを以てすれば、それが同人の現在悔悛の情顯著なるものあることを酌んだ科刑とは認められるが、それでもたお本件被告人等に対する処刑が一段と重きに過ぎる感を伴わざるを得ない。量刑の不当を主張する論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。

よつて検察官の本件各控訴は理由はないが被告人等の本件各控訴は結局理由があるから、刑事訴訟法第三百九十七条に則つて原判決を破棄することとし、本件は当裁判所の自判に適當と認め、同法第四百条但書により更に次のとおり判決する。

原判決の認定した事実（但し原判示第二の事実中「所携の石塊を投げつけ」とあらざるのを「所携の石塊を投げつけ命中させ、自動車の窓ガラス二枚を破損するに至らせ」と訂正する）に法律を適用すると被告人A1の判示所為中判示第一の点は刑法第八十条第六十条第六十条に、判示第二の点は暴力行為等処罰に関する法律第一条第一項に、判示第三の点は刑法第二百四十条前段第六十条に、判示第四の点は刑法第二百三十七条第六十条に、判示第五の点は刑法第二百四十条後段第二百四十三条第六十条に該当するから、第一第三には有期懲役刑を、第二は懲役刑を、第五は無期懲役刑を夫々選択し、なお判示第五は未遂罪であるから同法第四十三条本文第六十八条第二号により未遂の減輕をし、以上は同法第四十五条前段の併合罪であるから、同法第四十七条第十條に則つて最も重いと認める判示第五の強盗殺人未遂罪の刑に刑法第十四条の制限内において法定の加重をした刑期範囲内において被告人A1を懲役十五年に処し、

被告人A2、同A3の判示第五の所為は刑法第二百四十条後段第二百四十三条第六十条に該当するから所定刑中無期懲役刑を選択し、未遂罪であるから同法第四十三条本文第六十八条第二号により未遂減輕をし、なお被告人A3については情状憫

量すべきものがあるから同法第六十八條第六十八條第三号により酌量減輕した刑期範囲内において被告人A2を懲役八年に、同A3を懲役五年に処し、被告人A4の懲役刑を執行し、被告人A5を懲役二年に、被告人A6を懲役二年に、被告人A7を懲役十年に各処し、被告人A8、同A9の判示第六の所為は、いずれも刑法第六十二條第一項第二百四十條後段第二百四十三條に該当すべきものであるが、被告人A8、同A9はいずれも被告人A1等がM1を殺害する意図に出でた事を知らなかつたものであるから刑法第三十八條第二項を適用し刑法第六十二條第一項第二百四十條前段を以て処断することとし、所定刑中有期懲役刑を選択し、従犯であるから、同法第六十三條第六十八條第三号に則つて減輕した刑期範囲内において、被告人A8、同A9を夫々懲役三年六月に処し押収の火焰瓶三本（昭和二十八年押第八七六号の一〇）麻縄三本（同押号の一九、二〇、二一）短刀一本（同押号の三〇）洋刀一本（同押号の三三）は本件第四の犯行又は第五の犯行の各供用物件で被告人等以外の者の所有に属しないから刑法第十九條第一項第二号第二項によつて没収し、訴訟費用の負担については刑事訴訟法第八十一條第一項第八十二條を適用して主文末項のとおり夫々負担させるべきである。

よつて主文のとおり判決する。

（裁判長判事 近藤隆蔵 判事 吉田作穂 判事 山岸薫一）